

大労発基 0430 第5号

令和2年4月30日

建設業労働災害防止協会
大阪府支部 支部長 殿

大阪労働局長



令和2年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

労働衛生行政の推進につきまして、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成29年より「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の全国の職場における熱中症の発生状況（1月15日現在の速報値。別紙参照）を見ますと、死亡を含む休業4日以上之死傷者数790人、うち死亡者数は26人となりました。業種別にみますと、死傷者数において製造業が最も多く、過去10年で初めて建設業を上回りました。とくに製造業における災害は屋内作業におけるものが多くなっています。また、死亡者数は建設業、製造業、警備業で多く、屋外作業において、WBGT値（暑さ指数）を実測せず、WBGT基準値に依じた措置が講じられていなかった事例、被災者の救急搬送が遅れた事例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった事例等が含まれていました。

大阪府内におきましては、熱中症による死亡災害は2名と、前年より1名減少しました。また、休業4日以上之死傷災害も、前年より39件減少しましたが、ここ10年間では昨年に続き2番目に多い年となりました。

このため、別添のとおり、令和2年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとします。本キャンペーンでは、特に、事業場におけるWBGT値（暑さ指数）の把握の促進や、衣服の通気性等に応じて補正を行ったWBGT基準値に基づく労働衛生管理に重点を置き、関係省庁及び関係団体とも連携して周知・啓発を図ることとしております。

また、本キャンペーンの一環として、厚生労働省ホームページにおいて職場における熱中症予防対策を一元的に情報提供するポータルサイトの開設等が行われる予定です。

つきましては、貴団体におかれましては、キャンペーンの趣旨を御理解いただき、同キャンペーンの実施要綱に基づき、会員事業場に対し周知を図っていただきますとともに、確実な取組が行われるよう熱中症予防対策の推進に特段の御配慮をお願いいたします。

なお、実施にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため多人数の参集する催しを控えていただくなどくれぐれも感染拡大につながらないよう御配慮のうえ各会員事業場で取組を実施いただきますようお願いいたします。